

輪島市監査公表第 51 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年12月17日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年12月5日（金） 上下水道課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 今年度より、新地方公営企業会計制度がスタートしたが、資本制度の見直し等で苦慮され、提出書類の遅れが見受けられた。今後は、正確・迅速な業務の執行をお願いする。また、下水道会計についても企業会計に準じた決算を求める動きがある。総務省の通知等を注視しながら、協力体制で業務の遂行を望む。
- 随意契約については、本来は競争入札が基本であるため、契約事務を行うに当たっては、予定価格や事業内容等を精査し（地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定）契約締結をしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

（指摘事項）

① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について

各滞納者の生活状況等を職員が、個別に調査している。3ヶ月以上、未納となった場合には、悪質と判断し給水停止の措置をとり、徴収納付に努めている。しかし、依然として滞納額が発生している。公平性の維持を図るうえで、支払能力のある方には、厳格な対応をお願いする。引きつづき滞納額縮小に向け取り組まれない。